

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業 公募型プロポーザル審査要領

PPA方式による県有施設への太陽光発電設備整備事業に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 県が推進する施策への取り組み	(4点)
(2) 技術提案	(25点)
(3) 安定的な運営	(6点)
(4) 実施体制	(15点)
(5) 経済性	(50点)

3 審査委員会

参加者から提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時・場所

日時：令和7年11月中旬予定

場所：県庁周辺の会議室

※別途お知らせします。

(2) プrezentation

ア プrezentationの時間は1事業者当たり15分（予定）とします。

イ 時間は、別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間を設けます。

（プレゼンテーション15分、質疑応答10分 計25分（予定））

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が、総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
県が推進する施策への取り組み	「くるみん又はえるぼし」に関する認証を受けているか	4
	障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 (1) 法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用しているか。 (2) 法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に参入される障害者を常用労働者として雇用しているか。	
	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けているか。 (1) ISO14001 (2) エコアクション21	
	「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。	
技術提案	太陽光発電設備の発電による自家消費量が大きい提案であるか	25
	既存設備を踏まえたシステム構成、設備設置容量及び発電量等、システム提案の内容が明確で実現性があるか	
	設備の設置方法は基準を満たし、既存設備への影響が少ないか。また、騒音、反射光、反射熱など施設周辺への配慮は妥当か	
安定的な運営	自己資本比率が高いか	6
	本業務を安定確実に行える経営状況を有しているか	
実施体制	施工体制、施工スケジュールは現実的で妥当か	15
	維持管理体制、保守点検・メンテナンス計画は現実的で妥当か	
	設備の故障、災害時など不足の事態に配慮した提案であるか	
	県内事業者を活用する提案となっているか	
経済性 (PPA 単価)	上限単価に比べて廉価になっているか。	50
合計		100